

軽費老人ホーム A 型運営費補助に係る処遇改善について

令和 6 年 4 月 1 日 社会福祉法人 楽友会

令和 6 年 7 月 3 0 日更新

軽費老人ホーム偕楽荘に勤務する正職員に対し、令和 4 年 9 月から実施していた旧給与規程別表 3 における 1 8 について、処遇改善にかかる表記は令和 6 年 4 月の新給与制度施行に伴い別表から条文への表記となり、詳細は介護保険施設事業所と同様に処遇改善の通知により行われる。支給内容詳細は今までのものと同様で以下のとおりとなっており本年度以降も継続となっています。

(1) 令和 4 年 9 月 1 日～ 処遇改善手当支給内容（管理職を除く）

偕楽荘 介護正職員 各月額 5,500 円

偕楽荘 相談・看護・栄養正職員 各月額 3,000 円

上記の処遇改善手当の月額支給について、令和 6 年 4 月 1 日付人事異動が生じ管理職である職員が相談員を行うようになった。当初の規定どおり管理職は除くとして偕楽荘相談員である管理職に本処遇改善手当の支払いを行っていなかった。しかしながら、軽費老人ホームは相談職種として当初申請をおこなっており、規定で定めていた介護保険施設事業所の管理職の扱いとは異なる状況が生じたため、軽費老人ホーム A 型運営費補助に係る処遇改善内規を令和 6 年 8 月 1 日付で以下に変更する。令和 6 年 8 月支払い給与より月額 3,000 円を支給する。また、本件該当相談員管理職には令和 6 年 4 月から 7 月分の遡及分については、社会保険の適正な手続きを行う関係上、令和 6 年 1 2 月の賞与支払い時に支給するものとする。

(1) 令和 6 年 8 月 1 日～ 処遇改善手当支給内容

偕楽荘 介護正職員 各月額 5,500 円

偕楽荘 相談・看護・栄養正職員 各月額 3,000 円

※上記職種であれば管理職であっても支給対象とする。

(2) 令和 6 年 1 0 月 1 日～ 処遇改善手当 支給増加内容（給与明細項目は（1）と同様

(1)の既支給しているものに加えて、追加の処遇改善手当Ⅱの申請を行い承認がなされた場合は、以下のように支給いたします。

偕楽荘 介護正職員 各月額 3,000 円（増額）

偕楽荘 相談・看護・栄養正職員 各月額 1,600 円（増額）

偕楽荘 事務正職員 各月額 2,100 円（新設）

※上記職種であれば管理職であっても支給対象とする。